

設 計 図 書

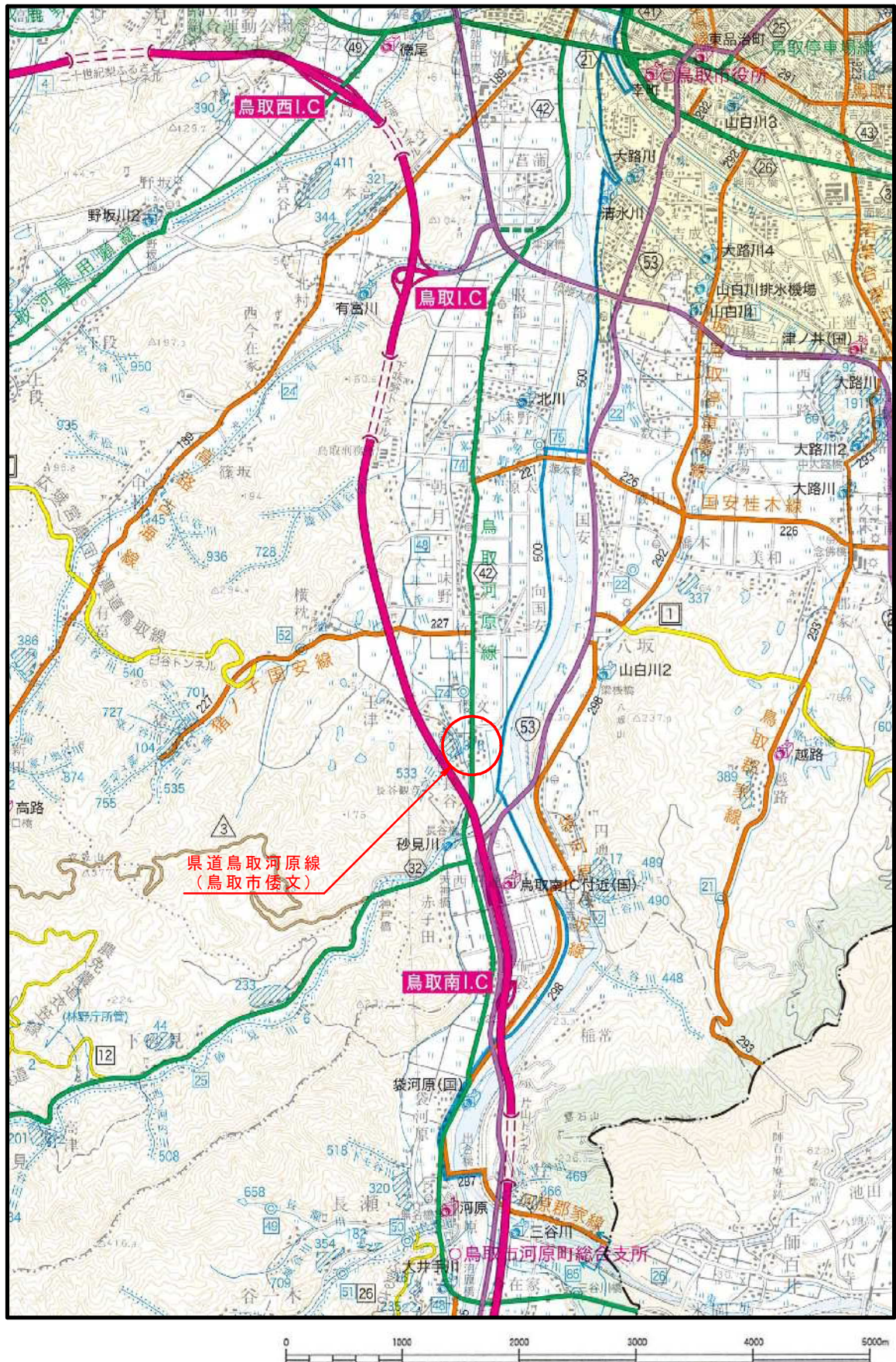
(仕 様 書)

業務概要書

- 1 業務名 県道鳥取河原線（倭文2工区）道路改良工事「修正設計業務委託」（補助）
- 2 業務場所 鳥取市倭文
- 3 履行期間 120日間
- 4 事業目的
- 5 業務内容 設計業務委託
道路修正設計（L=0.21km） 1式

位置図

S=1:50,000



この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。

【共通】

業務名： 県道鳥取河原線（倭文2工区）道路改良工事「修正設計業務委託」（補助）

特記仕様書

第1（目的・主旨）

当該路線は鳥取道・国道53号線と平行し、鳥取市南部地域と湖山商業地区を結ぶ幹線道路である。鳥取道開通後、交通分散により当該路線の交通量は減少したが、依然通勤や工事車輛の往来があり、幅員狭小区間である当該区間では周辺住民の安全な生活が脅かされている状況である。また、歩道未整備のため道路形状が不連続となっており、交通事故の危険性が非常に高い状況となっている。

本事業では、歩道を新設するとともに車道幅員を拡幅することで、通行の安全を確保することを目的とする。

うち本業務は、既存の道路詳細設計成果について地元関係者との調整により必要となった用排水の変更を主とした修正設計を行う。

第2（適用範囲）

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」、「地質・土質調査共通仕様書」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書」

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm>)によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		設計業務委託 道路修正設計（L=0.21km） 一式
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。 ・水路付替について、管理者と設計中に協議を予定している。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に関係者協議を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 1部 ・図面（A3縮小版） 1部 ・電子媒体（CD-R又はDVD-R） 3部 オンライン電子納品の場合は、「電子媒体（CD-R又はDVD-R）」及び「紙媒体」の提出は不要 また、本業務は、電子納品対象業務であり、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				関連業務		-
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積り等		-
追加				労働環境の改善に向けた取組		<p>本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について（平成 29 年 1 月 31 日付第 201600158128 号県土整備部長通知）」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。</p> <p>受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gijutsukikaku@pref. tottori. lg. jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(https://www. pref. tottori. lg. jp/274312. htm)を提出すること。</p>
追加				遠隔臨場		<p>当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www. pref. tottori. lg. jp/307254. htmに掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。</p>
追加				設計変更等取扱要領		<p>設計変更等については、https://www. pref. tottori. lg. jp/303205. htmに掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。</p>
追加				情報共有システム		<p>当業務は情報共有システムの対象である。情報共有システムの活用を希望する場合は、https://www. pref. tottori. lg. jp/171188. htmに掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。</p>
追加				履行状況報告書		<p>履行状況報告書を月毎に提出すること。履行状況報告書の様式は問わない。業務計画書に掲載の業務計画工程表に実績（赤色）を対照したのもでも可とする。なお、業務工程表には提出時点での状況、課題や問題、当面の目標・予定、次回打合せ（時期及び打合せ内容）を記載すること。</p>
追加				協議書		<p>「業務委託に関する協議書」の様式については、別添の「業務委託に関する協議書」を適用する。</p>
追加				成果物の帰属		<p>成果物は鳥取県鳥取県土整備事務所に帰属するものであり、許可無く発表若しくは引用してはならない。</p>

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1 1 0 6	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1 1 0 7	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1 1 1 0	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	1		1 1 1 7	関連法令及び条例の遵守		森林法に基づき、計画上、森林伐採が見込まれることが判明した場合、調査職員が県林務担当機関に伐採範囲事前協議を行う必要があるため、伐採範囲を示した図面を作成の上、調査職員に提出すること。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf
1	2		1 2 0 1	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。
1	2		1 2 0 9	設計業務の条件	1	【設計条件】 設計条件は、下記のとおりとし、その他の内容については初回打合せ時に確認することとする。 (道路) ・道路規格 第3種第2級 ・設計速度 40km/h ・交通量区分 N4 ・車線数 2 ・幅員構成 10.75(1.00+3.25+3.25+0.75+2.50) ・舗装構成 表層5cm、上層15cm、下層35cm ・暫定計画 なし
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。
					11	(必要に応じ記載する。) 【コスト削減】 設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	2		1 2 1 1	設計業務の成果	1 (4)	設計図面、数量計算書は、暫定、完成計画ごとに取りまとめること。 現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車（2トン積、4トン積）への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表（碎石・購入土等）」を追加作成すること。 材料集計表を作成する対象資材は、土木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「(07-1) 骨（石）材」及び「(07-2) 再生碎石」に該当するものである。
追加				特殊な条件		-
追加				条件明示チェックシート		-
追加				関係機関協議（資料作成）		-
追加				施工計画		詳細設計時に必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。
追加				仮設設計		詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。
追加				貸与資料		既存道路詳細設計成果品 業務名：県道鳥取可原線（倭文2工区）道路改良工事「測量及び設計業務委託」（交付金交安）（0県債）[平成30年3月] 受託者：株式会社ヒノコンサルタント
追加				主な修正内容		現在、車道東側に計画されている水路について、現況水路と同じ車道西側の既存計画区域内への設置を検討する。

業務委託に関する協議書

業務名				位置		
受注者						
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
委託料	円					
協議事項						
上記のとおり協議します。					管理・主任技術者	
					令和 年 月 日	
承諾・指示の回答希望期限日		左記日程を希望する理由				
令和 年 月 日						
受付確認課長補佐 (主任調査員) 印						
回答理由						
概算増減額	約 千円 増・減					
上記のとおり (承諾・指示) してよろしいか伺います。						
令和 年 月 日						
所長	副所長	課長	合議	調査職員		
上記のとおり (承諾・再協議) します。				調査職員		
				令和 年 月 日		
(上記のとおり承諾・別添のとおり再協議) します。				管理・主任技術者		
				令和 年 月 日		

業務履行状況報告書 (例)

業務名			
工期	～		
受注者名			
日付	(月分)		
月 別	計画工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄) 当該月の実施工程に係わる内容について記載すること			

課長	合議	調査職員

管理技術者	担当技術者

注) 実施工程が、計画工程より10%以上遅れた場合は、工期内に完了できるように計画工程を見直すこと。

業務工程表

業務名	県道〇〇線改良工事「道路及び橋梁設計委託」
受託者	〇〇株式会社

現在の状況	<道路>>排水計画検討中 <橋梁>>設計完了
現在の課題、問題	<道路>>暫になし <橋梁>>最終の河川協議ができていない
当面の目標・予定	<道路>>擁壁工の比較検討 <橋梁>>河川協議
次回打合せ	<時期>>2月下旬 <内容>>擁壁工の比較検討結果の確認

作業項目	現在												進捗率 上段：計画 下段：実績	備 考	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
打合せ協議	● ● ◆ ◆		● ● ◆ ◆			● ● ◆ ◆	● ● ◆ ◆								
照 査	◆ ◆		◆ ◆			◆ ◆	◆ ◆								
現地踏査	■ ■		■ ■			■ ■	■ ■							100%	
資料収集・整理	■ ■		■ ■			■ ■	■ ■							100%	
河川協議	■ ■		■ ■			■ ■	■ ■							100%	
地元	■ ■		■ ■			■ ■	■ ■							100%	
平面検討			■ ■			■ ■	■ ■							70%	
道路排水計画設計			■ ■			■ ■	■ ■							50%	
補強土壁・擁壁詳細設計			■ ■			■ ■	■ ■							50%	
一次選定			■ ■			■ ■	■ ■							80%	
二次選定			■ ■			■ ■	■ ■							80%	
上部工詳細設計			■ ■			■ ■	■ ■							60%	
橋台工詳細設計			■ ■			■ ■	■ ■							100%	
橋脚工詳細設計			■ ■			■ ■	■ ■							100%	
付属物詳細設計			■ ■			■ ■	■ ■							100%	
計			■ ■			■ ■	■ ■							80%	
														75%	

(例)

■ 計画 ■ 実績

道路や砂防などの工事区域内の森林が、造林補助金^{※1}を活用していないか計画段階で確認してください。森林の伐採等に伴い補助金返還^{※2}が必要となる場合があります。

- 間伐などに造林補助金を活用して事業を行った森林は、事業完了後5年以内（事業により10年等の場合あり）の森林以外の用途への転用又は森林の伐採が制限されています。
- 鳥取県内では、工事等に伴う転用等が近年急増しており、関係者が連携し、未然防止を図ることが必要となっています。
- 工事等を行う場合は、工事計画地や伐採範囲の森林が補助金を受けていないか、予め、当該地域を所管する下記の県林務担当機関にお問い合わせください。

※1: 造林事業や合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策などの森林の造林、保育、間伐及びこれに必要な作業路網の整備等に係る補助金をここでは総称して「造林補助金」と記載しています。

※2: 公共工事や災害などやむを得ない理由で転用等を行う場合は、補助金返還を免除することができる場合がありますが、原則、国等の承認を予め得る必要があります。



問い合わせ先

※森林の所在市町村に応じて、以下の県林務担当機関にお問い合わせください。

- 鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
⇒東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 0858-72-3831
- 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
⇒中部総合事務所農林局林業振興課 0858-23-3181
- 米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
⇒西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室 0859-31-9678
- 日南町、日野町、江府町
⇒西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 0859-72-2021
- 森林所有者が公益財団法人鳥取県造林公社の場合
⇒県庁農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課 0857-26-7305